

## ○広報戦略室規程

〔平成16年5月27日  
法人規程第15号〕

改正 平成16年法人規程第46号  
平成20年法人規程第23号  
平成22年法人規程第25号  
平成30年法人規程第20号

### 広報戦略室規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する広報戦略室に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (業務)

第2条 広報戦略室は、国立大学法人筑波大学の広報に関する業務を総括し、関係組織との密接な連携を確保するとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報戦略の策定に関すること。
- (2) 広報に関する課題の分析及び調査に関すること。
- (3) 学内外における教育研究活動情報の収集、整理及び受発信に関すること。
- (4) 学内外に対する広報活動に関する企画立案及び実施並びにその結果に対する評価に関すること。
- (5) その他広報活動に関すること。

#### (組織)

第3条 広報戦略室に室員若干人を置き、学長が職員のうちから指名する。

#### (室長)

第4条 広報戦略室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、広報戦略室の業務を総括する。

#### (室員の任期等)

第5条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 前項の室員は、再任されることができる。

(専門委員)

第6条 広報戦略室に、専門的な事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該調査検討事項に関し識見を有する者のうちから、学長が指名又は委嘱する。

3 専門委員は、当該調査検討が終了したときは、退任するものとする。

(事務)

第7条 広報戦略室の事務は、広報室において処理する。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、広報戦略室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平16.9.30法人規程46号)

この法人規程は、平成16年9月30日から施行する。

附 則 (平20.3.27法人規程23号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平22.4.1法人規程25号)

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平30.2.22法人規程20号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。